

第49号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年8月28日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるので提案する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(乙訓休日応急診療所設置条例の一部改正)

第1条 乙訓休日応急診療所設置条例(昭和57年長岡京市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(診療費) 第7条 【略】 2 【略】 3 診療を受ける際、 <u>被保険者であること</u> <u>の確認を受けた者は</u> 、前項に規定する額 から保険者負担分等を控除した額を納入 しなければならない。 4 診療を受ける際、 <u>被保険者であること</u> <u>の確認ができない者は</u> 、第2項に規定す る額を納入しなければならない。	(診療費) 第7条 【略】 2 【略】 3 診療を受ける際、 <u>被保険者証等の提示</u> <u>をした者は</u> 、前項に規定する額から保険 者負担分等を控除した額を納入しなけれ ばならない。 4 診療を受ける際、 <u>被保険者証等の提示</u> <u>がない者は</u> 、第2項に規定する額を納入 しなければならない。

(長岡京市子育て支援医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 長岡京市子育て支援医療費助成に関する条例(平成5年長岡京市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(受給者証の交付) 第5条 【略】 2 対象者(高校生等の保護者を除く。)は、 保険医療機関等において医療を受ける際 に、 <u>受給者証</u> を提示しなければならない。	(受給者証の交付) 第5条 【略】 2 対象者(高校生等の保護者を除く。)は、 保険医療機関等において医療を受ける際 に、 <u>医療保険各法に定める被保険者証</u> <u>とともに受給者証</u> を提示しなければなら ない。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。